

契約の履行に関する監督及び検査要領

工事	調査等	物品等
第 1 編 総則		
(目的) 第 1 条 この要領は、東日本高速道路株式会社が東日本高速道路株式会社契約規程（以下「規程」という。）及び東日本高速道路株式会社契約規程実施細則（以下「実施細則」という。）並びに東日本高速道路株式会社契約事務処理要領（以下「事務処理要領」という。）に基づき締結した工事及び調査等並びに物品等の購買等の契約の履行における監督及び検査に関する事務の取扱いについて定めることを目的とする。		
(用語の定義) 第 2 条 この要領において使用する用語の定義は、次の各号のとおりとする。 一 契約責任者とは、実施細則第 2 条別表 1 に規定する者をいう。（実施細則第 2 条別表 3 に規定する代行責任者を含む。） 二 検査責任者とは、実施細則第 2 条別表 2 に規定する者をいう。 三 監督とは、契約書類等における発注者の責務を適切に遂行するために、工事施工状況の確認及び把握等を行い、また、必要に応じて受注者に対して指示等を行い契約の適正な履行の確保のために行う次のことをいう。 1. 契約書に基づく、発注者の権限とされる事項のうち、契約責任者が必要と認めた委任した内容の処理 2. 契約の履行について、受注者に対する必要な指示、承諾及び協議 3. 関連する複数の契約がある場合における工程等の調整 4. 契約内容の変更、契約の一時中止等の必要があると認めた場合の措置 5. 契約書類等に基づく工程の管理 6. 副監督員、主任補助監督員及び補助監督員（以下「副監督員等」という。）を置く場合は、副監督員等の任命及び指揮監督 四 検査とは、受注者が行った履行状況について契約書類等との適否を判断することをいう。		
(適用対象) 第 3 条 第 2 編に規定する監督は、第 1 条に定める工事及び調査等並びに物品等の購買等の契約に適用する。 2 第 3 編に規定する検査は、第 1 条に定める工事及び調査等並びに物品等の購買等の契約のうち、契約制限価格(税込)が 100 万円以上の契約に適用する。 3 第 4 編に規定する簡易検査は、第 1 条に定める工事及び調査等並びに物品等の購買等の契約のうち、契約制限価格(税込)が 100 万円未満の契約に適用する。		

契約の履行に関する監督及び検査要領

工事	調査等	物品等
第2編 監督		
(監督員) 第4条 契約責任者は、規程第11条の規定に基づき自ら監督員となり、当該契約の監督を行うことを原則とする。 2 本社の契約責任者が契約した場合には、次の各号に掲げる者を実施細則第2条第5項に基づき、監督員として置くことができるものとする。 また、支社の契約責任者が契約した場合には、別に定める施行承認者（以下「施行承認者」という。）に応じて、次の各号に掲げる者を実施細則第2条第5項に基づき、監督員として置くことができるものとする。 一 本社の契約責任者が契約した場合 当該契約の施行を担当する本社の課の長、室の主幹またはチームのリーダー。 二 支社の契約責任者（施行承認者が支社長）が契約した場合 イ 当該契約の施行が支社の所掌する範囲にあっては、当該契約の施行を担当する支社の課の長またはチームのリーダー。 ロ 当該契約の施行が事務所の所掌する範囲にあっては、当該契約の施行を担当する事務所の長。 三 支社の契約責任者（施行承認者が事務所长）が契約した場合 当該契約の施行を担当する事務所の長。 3 本社または支社の契約責任者は、前項に定める者を監督員として置くことが出来ない特別な理由がある場合は、当該契約の技術的条件等を勘案し監督を厳正かつ的確に行うことが出来ると認められる者を監督員として置くことができるものとする。		
(副監督員等) 第5条 監督員は、監督を行う際の補助者として副監督員等が必要であると認める場合は、次の各号に定める者を置くことができるものとする。 一 副監督員 イ 前条第2項二号ロ、前条第2項三号または事務所の契約責任者が行った契約の場合は、事務所の当該契約の施行を担当する副所長。 二 主任補助監督員 イ 前条第2項一号の契約の場合は、当該契約の施行を担当する本社の課の課長代理、室の副主幹またはチームのサブリーダー。 ロ 前条第2項二号イの契約の場合は、当該契約の施行を担当する支社の課の課長代理またはチームのサブリーダー。 ハ 前条第2項二号ロ、前条第2項三号または事務所の契約責任者が行った契約の場合は、当該契約の施行を担当する事務所の課長または工事長。 三 補助監督員 イ 前条第2項一号の契約の場合は、当該契約の施行を担当する本社の課、室またはチームの社員。 ロ 前条第2項二号イの契約の場合は、当該契約の施行を担当する支社の課またはチームの社員。 ハ 前条第2項二号ロ、前条第2項三号または事務所の契約責任者が行った契約の場合は、当該契約の施行を担当する事務所の課、工事区または工事班の社員。 四 その他 監督員は、前三号に定める者の他、同等と認められる者を副監督員、主任補助監督員、補助監督員として置くことができる。		
(社員以外による監督) 第6条 監督員は、前条により副監督員等を置く契約である場合は、別に契約する社員以外の者を補助監督員とすることができるものとする。		
(監督員の権限の委任) 第7条 監督員は、契約書で規定された権限の一部を副監督員等に委任することができる。 2 監督員は、前項に基づき副監督員等に権限を委任する場合は、委任した内容を契約書類等に明記しなければならない。		
(副監督員等の通知)		

契約の履行に関する監督及び検査要領

工事		調査等	物品等
第 8 条 監督員は、副監督員等を置いた場合は、副監督員等の氏名、所属（第 6 条による補助監督員の場合は所属会社名を含む。）を受注者に通知しなければならない。 なお、副監督員等を変更した場合も同様とする。			
（監督員、副監督員等の業務）			
第 9 条 監督員及び副監督員等は、下表の書類（以下「契約書類等」という。）のうち当該契約で求める書類に基づき、発注者の責務を遂行し受注者が契約を適正に履行するよう監督（指示、承諾、協議、通知、立会い）を行うものとする。			
	工事	調査等	物品等の購買等
一	契約書	契約書	契約書
二	図面	図面	図面
三	単価表または工事費内訳表	調査等費内訳明細書	契約金額内訳明細書
四	仕様書	仕様書	仕様書
五	特記仕様書	特記仕様書	特記仕様書
六	割掛対象表		
七	入札者（見積者）に対する指示書	入札者（見積者）に対する指示書	入札者（見積者）に対する指示書
八	質問書及び回答書	質問書及び回答書	質問書及び回答書
九	当該工事で適用すべき諸基準 （各施工管理要領等）	当該調査等で適用すべき諸基準 （各設計要領等）	
十	低入札価格調査対象である場合は、 低入札価格調査資料	低入札価格調査対象である場合は、 低入札価格調査資料	
十一	工事現場における施工体制点検要領		
十二	その他前一号から十一号を補完する書類	その他前一号から十一号を補完する書類	その他前一号から十一号を補完する書類
十三	別に定める要領に基づき 品質巡回員が行う点検結果		
（指揮監督）			
第 10 条 監督員は副監督員等を置いた場合で、かつ委任した内容がある場合は、副監督員等が行う監督業務を指揮監督するものとする。 2 副監督員は、監督員を補佐するとともに、主任補助監督員及び補助監督員が行う監督業務に関して必要な助言を行うものとする。 3 主任補助監督員は、補助監督員が行う監督業務を総括するものとする。			
（副監督員等に事故等があった場合の取扱い）			
第 11 条 監督員は、第 5 条に基づき副監督員等を置いた場合で、副監督員等に事故があった場合は、受注者に通知した当該副監督員等を解除するものとする。 2 前項の場合において、監督員は第 7 条において委任した権限の行使については、監督員自らが行うものとし、その旨を受注者に通知しなければならない。 3 監督員は、前項によらず第 5 条に基づき副監督員等を新たに置く場合は、第 8 条に基づき受注者に通知しなければならない。			

契約の履行に関する監督及び検査要領

工事		調査等	物品等
第 3 編 検査			
(検査の種類)			
第 12 条 検査の種類は、下表に掲げるとおりとする。			
	工事	調査等	物品等の購買等
一	しゅん功検査	業務内容確認検査	納入検査又は完了検査
二	一部しゅん功検査	完了検査	一部納入検査又は一部完了検査
三	中間技術検査	一部完了検査	実施業務部分検査
四	出来形部分検査	部分使用検査	物件納入完了検査
五	部分使用検査		
(検査員が行う検査)			
第 13 条 検査員は、下表に定める検査を行うものとする。			
	工事	調査等	物品等の購買等
一	しゅん功検査	業務内容確認検査	納入検査又は完了検査
二	一部しゅん功検査	完了検査	一部納入検査又は一部完了検査
三	中間技術検査	一部完了検査	実施業務部分検査
四			物件納入完了検査
(検査員)			
第 14 条 検査責任者は、規程第 12 条の規定に基づき自ら検査員となり、当該契約の検査を行うことを原則とする。			
2 検査責任者は、次の各号に掲げる者を実施細則第 2 条第 5 項に基づき、検査員として置くことができるものとする。			
一 本社の契約責任者が契約した場合			
検査責任者が所属する本社の当該契約の施行を担当する監督員を除く課の長、室の主幹またはチームのリーダー以上の役職者。			
二 支社の契約責任者（施行承認者が支社長）が契約した場合			
検査責任者が所属する支社の当該契約の施行を担当する監督員を除く支社の課の長またはチームのリーダー以上の役職者。			
三 支社の契約責任者（施行承認者が事務所長）又は事務所の契約責任者が契約した場合			
イ 当該契約の施行を担当する副監督員を置かないときは、当該事務所の副所長。			
ロ 当該契約の施行を担当する副監督員を置いたときは、当該事務所の副監督員を除く副所長または支社の課の長またはチームのリーダー以上の役職者、他の事務所の副所長。			
四 その他			
検査責任者は、前三号に定める者以外に、当該契約の技術的条件等を勘案し検査を厳正かつ的確に行うことが出来ると認められる者を検査員として置くことができる。			
3 検査責任者は、当該契約の検査の内容を勘案し、前項各号に掲げる者を補助する者が必要と認めたときは、当該契約を担当する監督員及び副監督員等を除く、検査責任者が所属する組織の社員を検査補助者として置くことができる。			
4 検査責任者は、前 2 項に基づき検査員及び検査補助者を置くときは、原則として電子調達契約管理システム（E P C）により任命を行うものとする。			

契約の履行に関する監督及び検査要領

工事	調査等	物品等
	(業務内容確認検査) 第 15 条 業務内容確認検査とは、完了検査または一部完了検査に先立ち、契約書類等に基づき履行がなされたことを確認するために成果品原図・原本を用いて行う検査をいう。 2 業務内容確認検査は、受注者から業務完了届の提出を受けた後、速やかに受注者の立会いのうえ行うものとする。 3 業務内容確認検査には、部分使用検査において検査を行った部分を含むものとする。ただし、一部完了検査を行っている場合は、その検査対象部分は除くものとする。 4 業務内容確認検査は、自然災害及び人為災害の発生に伴い立会いが困難な場合又は検査員が立会を要しないと判断した場合は、W e b カメラ及びW e b 会議システム等の活用を含めた柔軟な対応を可能とする。	
(しゅん功検査、完了検査、納入検査) 第 16 条 しゅん功検査、完了検査及び納入検査（以下「しゅん功検査等」という。）とは、契約書類等に基づき工事目的物が完成、成果品の作成が完了、物品の納入が完了若しくは役務の提供が完了したことを受注者から通知があったときに、工事目的物の完成の確認、業務内容確認検査を行った後に作成する成果品の製本状況の確認、電子納品による成果品（電子データ）を求めている場合は電子データの作成状況及び動作状況の確認、物品の納入状況の確認又は役務の提供状況の確認をするために行う検査をいう。 2 しゅん功検査等は、受注者からしゅん功届、完了届又は納品書（以下「しゅん功届等」という。）の提出を受けた日の翌日から 14 日以内（休日含む（12 月 29 日から翌年 1 月 3 日及び 5 月 3 日から 5 月 5 日は除く））に受注者の立会いのうえ行うものとする。ただし、物品等の購買等の業務の実態に応じて受注者の立会いが必要でないと認められる場合は、立会いを省略することができる。 3 しゅん功検査等には、出来形部分検査及び部分使用検査において検査した部分を含むものとする。ただし、一部しゅん功検査、中間技術検査、一部完了検査又は一部納入検査を行っている場合は、その検査の対象となった部分は除くものとする。 4 しゅん功検査等は、自然災害及び人為災害の発生に伴い立会いが困難な場合又は検査員が立会を要しないと判断した場合は、W e b カメラ及びW e b 会議システム等の活用を含めた柔軟な対応を可能とする。		
(一部しゅん功検査、一部完了検査、一部納入検査) 第 17 条 一部しゅん功検査、一部完了検査及び一部納入検査（以下「一部しゅん功検査等」という。）とは、契約書類等に基づき工事の完成に先立ち引渡しを受けるべきことを指定した部分（以下「指定部分」という。）、調査等の完了に先立ち引渡しを受けるべきこととした指定部分の業務又は物品等の購買等の完了に先立ち引渡しを受けるべきこととした指定部分の業務が完成又は完了したことを受注者から通知があった場合に、指定部分工事の完成を確認、業務内容確認検査を行った後に作成する成果品の製本状況の確認、電子納品による成果品（電子データ）を求めている場合は電子データの作成状況及び動作状況の確認又は成果品の作成状況若しくは物品の納入状況の確認をするために行う検査をいう。 2 検査は、受注者から一部しゅん功届、一部完了届又は業務が完了したことが確認できる書面（以下「一部しゅん功届等」という。）の提出を受けた日の翌日から 14 日以内（休日含む（12 月 29 日から翌年 1 月 3 日及び 5 月 3 日から 5 月 5 日は除く））に受注者の立会いのうえ行うものとする。ただし、物		

契約の履行に関する監督及び検査要領

工事	調査等	物品等
品等の購買等の業務の実態に応じて受注者の立会いが必要でないと認められる場合は、立会いを省略することができる。 3 一部しゅん功検査等には出来形部分検査及び部分使用検査において検査した部分を含むものとする。ただし、中間技術検査を行っている場合は、その検査の対象となった部分は除くものとする。 4 一部しゅん功検査等は、自然災害及び人為災害の発生に伴い立会いが困難な場合又は検査員が立会を要しないと判断した場合は、W e bカメラ及びW e b会議システム等の活用を含めた柔軟な対応を可能とする。		
(中間技術検査) 第 18 条 中間技術検査とは、工事途中の施工の節目において、適切に検査を実施し、その検査結果を別に定める工事成績評定に反映することを目的に立会検査が完了した工事の実施状況、出来形、品質及び出来ばえに関する技術検査をいう。 2 中間技術検査を行う対象工事は、工事期間が 14 ヶ月を超える工事で、かつ監理技術者または主任技術者の専任期間（以下「専任期間」という。）が 12 ヶ月を超える工事で、施工上の重要な変化点や工事完成時に不可視となるような工事（以下「施工上の重要な変化点等」という。）の内容を含む工事を原則とする。 なお、施工上の重要な変化点等を含む工事であるか否かの判断は適宜判断するものとする。 3 中間技術検査を行う時期は、次の各号に示すとおりとし、出来形部分検査または部分使用検査を兼ねて行うことができるものとする。 一 施工上の重要な変化点等が生じたとき 二 専任期間が 12 ヶ月以上 24 ヶ月未満の工事の場合は、出来高が 5 割に達したとき 三 専任期間が 24 ヶ月以上の工事の場合は、出来高が 3 割に達したとき及び出来高が 7 割に達したとき 4 中間技術検査を行う時期及び回数は、前項によらずその工事の施工上の重要な変化点等の重要度に応じて増減できるものとする。 5 工事期間が 14 ヶ月を超えない工事または専任期間が 12 ヶ月を超えない工事であっても、施工上の重要な変化点等の内容を含む工事である場合は、第 2 項によらず中間技術検査の対象とすることを妨げない。		

契約の履行に関する監督及び検査要領

工事	調査等	物品等
6 中間技術検査は、自然災害及び人為災害の発生に伴い立会いが困難な場合又は検査員が立会を要しないと判断した場合は、Webカメラ及びWeb会議システム等の活用を含めた柔軟な対応を可能とする。		
		(実施業務部分検査) 第 19 条 実施業務部分検査とは、契約書類等に基づき指定した日の物品等の購買等の実施状況について、受注者から通知があった場合に、業務の実施状況の確認を行う検査をいう。 2 実施業務部分検査は、受注者から実施した業務の履行を確認する旨を申出した書面を受けた日の翌日から 14 日以内（休日含む（12 月 29 日から翌年 1 月 3 日及び 5 月 3 日から 5 月 5 日は除く））に受注者の立会いのうえ行うものとする。ただし、業務内容に応じて受注者の立会いが必要でないと認められる場合は、立会いを省略することができる。 3 実施業務部分検査は、自然災害及び人為災害の発生に伴い立会いが困難な場合又は検査員が立会を要しないと判断した場合は、Webカメラ及びWeb会議システム等の活用を含めた柔軟な対応を可能とする。
		(物件納入完了検査) 第 20 条 物件納入完了検査とは、物品等の購買等のうち一定期間賃借するリース契約等において納入・設置等が完了したことを受注者から通知があった場合に、納入状況及び設置状況の確認を行う検査をいう。 2 物件納入完了検査は、受注者から完了届等の提出を受けた日の翌日から 14 日以内（休日含む（12 月 29 日から翌年 1 月 3 日及び 5 月 3 日から 5 月 5 日は除く））に受注者の立会いのうえ行うものとする。ただし、業務内容に応じて受注者の立会いが必要でないと認められる場合は、立会いを省略することができる。 3 物件納入完了検査は、自然災害及び人為災害の

契約の履行に関する監督及び検査要領

契約の履行に関する監督及び検査要領		
工事	調査等	物品等
		発生に伴い立会いが困難な場合又は検査員が立会を要しないと判断した場合は、W e bカメラ及びW e b 会議システム等の活用を含めた柔軟な対応を可能とする。
（検査員が行う検査の依頼） 第 21 条 契約責任者は、検査員が行う検査が必要な場合は、次の各号に示す時期に、検査責任者に検査を依頼するものとする。 なお、依頼の方法については、原則として電子調達契約管理システム（E P C）により行うものとする。 一 業務内容確認検査の場合は、受注者より業務完了届の提出があった場合 二 しゅん功検査等の場合は、受注者よりしゅん功届等の提出があった場合 三 一部しゅん功検査等の場合は、受注者より一部しゅん功届等の提出があった場合 四 中間技術検査の場合は、検査の実施を決定した場合 五 実施業務部分検査の場合は、受注者より業務履行の確認の申出があった場合 六 物件納入完了検査の場合は、受注者よりしゅん功届等の提出があった場合 2 検査責任者は、前項に基づき契約責任者から検査の依頼を受けた場合は、監督員と調整のうえ検査実施日時等を定め、検査を実施しなければならない。 3 事務所の契約責任者が契約した場合は、第 1 項に定める依頼を省略することができるものとする。		
（検査員が行う検査の伝達） 第 22 条 検査責任者は、前条に基づき契約責任者から検査の依頼を受けた場合は、当該契約の検査員の氏名及び役職並びに検査の実施日時を原則として電子調達契約管理システム（E P C）により監督員に伝達するものとする。ただし、監督員を置いていない場合は、この限りでない。 2 監督員は、前項に基づき伝達された検査員の氏名及び役職並びに検査実施日時を別に定める共通仕様書の工事打合簿、調査等打合簿又は仕様書に定める書面により受注者に通知するものとする。なお、物品等の購買等において受注者の立会いが必要でないと認められた場合は、受注者への通知は省略できるものとする。ただし、中間技術検査の場合は、検査実施日の 10 日前までに通知するものとする。		
（検査員が行う検査に対する協力等） 第 23 条 検査員は、検査を実施するため必要があると認めた場合は、契約書類等以外の関係書類及び物件等の提示または事実関係の説明を監督員及び副監督員等に求めることができるものとする。		
（検査員が行う検査に係る立会） 第 24 条 検査員が行う検査には、監督員が立会うものとする。		
（検査員が行う検査の内容） 第 25 条 検査員は、しゅん功検査及び一部しゅん功検査を行う場合は、工事実施状況及び出来形、品質、出来ばえ（以下「出来形等」という。）を対象として、契約書類等と対比して合否の判定を行うものとする。 なお、工事実施状況及び出来形等の検査内容は、次の各号によるものとする。	（検査員が行う検査の内容） 第 25 条 検査員は、業務内容確認検査を行う場合は、業務実施状況及び調査等成果品の出来形等を対象として、契約書類等と対比して合否の判定を行うものとする。 なお、出来形等の検査内容は、次の各号によるものとする。	（検査員が行う検査の内容） 第 25 条 検査員は、完了検査、納入検査、一部完了検査、一部納入検査、実施業務部分検査及び物件納入完了検査を行う場合は、業務実施状況、成果品の出来形及び納入状況等を対象として、契約書類等と対比して合否の判定を行うものとする。 なお、出来形の検査内容は、次の各号によるものとする。

契約の履行に関する監督及び検査要領

工事			調査等		物品等
一 工事実施状況			一 調査等管理状況 全ての業務		一 物品等の購買等の実施に適用した諸条件（仕様書・打合簿・指示書） 二 諸条件と出来形の整合性、形状、寸法、精度、数量、品質及び出来ばえ 三 前各号に掲げるもののほか必要な事項
項目	関係書類	内容	項目	内容	
契約書類等の適合状況	契約書、仕様書、特記仕様書、工事打合簿、工事記録等	指示、承諾、協議事項等の処理内容、支給材料・貸与品及び建設副産物等の処理状況その他契約書類等の適合状況（他に掲げる内容を除く）	工程管理	工程表、調査等指示簿、調査等打合簿によって、工程管理状況及び進捗状況について行うものとする。	
二 出来形等			二 出来形等 調査又は測量の場合		
項目			項目	内容	
施工体制	施工計画書、施工体制台帳、施工体系図、技術者台帳、現場代理人等の通知	適正な施工体制の確保状況	精度	作業計画書の内容について作業計画が適正に立案され、杭等が設計図書に基づく精度で設置がされているか成果品の精度について行うものとする。	
施工状況	施工計画書、工事打合簿、工事記録写真等その他資料	施工方法及び予期し得ない事象に対する処理状況、現場管理状況	出来ばえ	成果品の整理の良否、編集の良否、図面等について土木設計図面作成要領に基づく作成状況、製図等の出来ばえの良否について行うものとする。	
工程管理	施工計画書、工程表、工事打合簿	工程管理状況及び進捗状況	設計の場合		
			項目	内容	
安全対策	施工計画書、契約書、仕様書、特記仕様書、工事打合簿、工事記録写真等その他資料	安全管理状況、安全に関する措置内容及び措置状況、関係法令の遵守状況	計画の妥当性	作業計画書の内容について設計計画の立案が、既往の資料及び現地踏査の結果を十分に活用し、適正に行われているかについて行うものとする。	
			設計計算の成果	適用すべき諸基準等に基づき設計計算の設計条件及び計算手法について行うものとする。	
二 出来形等			出来ばえ	成果品の整理の良否、編集の良否、図面等について土木設計図面作成要領に基づく作成状況、製図等の出来ばえの良否について行うものとする。	
項目	内容				
出来形	契約書類等及び別に定める施工管理要領等に定められた出来形基準における基準及び規格値に対する出来形の精度				

契約の履行に関する監督及び検査要領

工事			調査等	物品等
		（位置、出来形寸法の規格値等に対するばらつき）及び出来形管理等の的確さについて行うものとする。	2 検査員は、完了検査（または一部完了検査）を行う場合は、次の各号に掲げる事項について検査を行うものとする。 一 成果品（紙）の製本状況の良否 二 電子納品による成果品（電子データ）を求めている場合は、電子データの作成状況及び動作状況の良否 3 検査員は、第1項の業務内容確認検査に合格し、成果品（紙・電子データ）の製本・作成及び提出の開始を認めた場合、前項の完了検査を監督員に委任することができるものとする。この場合、業務内容確認検査調書において委任する者を明らかにするものとする。 なお、委任した場合は、前項にある「検査員」を「監督員」と読み替えるものとし、監督員は、前項に規定する確認の結果を検査員に報告したことをもって、検査員の確認に替えるものとする。 また、監督員はその確認を副監督員または主任補助監督員に実施させることができるものとする。 この場合、副監督員または主任補助監督員は、確認の結果を監督員に報告するものとする。	
品質		契約書類等及び別に定める施工管理要領等に定められた品質管理基準における基準及び規格値に対する品質のばらつき、品質管理等の的確さについて行うものとする。		
出来ばえ		仕上げ面・通り、すり付け等の程度及び全般的な外観について行うものとする。		
2 検査員が実施する中間技術検査の内容は、工事実施状況及び出来形等を対象として、契約書類等と対比して技術評価を行うものとする。 なお、検査内容は次の各号によるものとする。 一 工事実施状況				
	項目	関係書類	内容	
	施工状況	施工計画書、工事打合簿、工事記録写真等その他資料	施工方法及び予期し得ない事象に対する処理状況、現場管理状況	
二 出来形等				
	項目	内容		
	出来形	契約書類等及び別に定める施工管理要領等に定められた出来形基準における基準及び規格値に対する出来形の精度（位置、出来形寸法の規格値等に対するばらつき）及び出来形管理等の的確さについて行うものとする。		
	品質	契約書類等及び別に定める施工管理要領等に定められた品		

契約の履行に関する監督及び検査要領

工事			調査等	物品等
		質管理基準における基準及び規格値に対する品質のばらつき、品質管理等の的確さについて行うものとする。		
	出来ばえ	仕上げ面・通り、すり付け等の程度及び全般的な外観について行うものとする。		
（検査員が行う検査の方法） 第 26 条 検査員は、検査員が行う検査を行う場合は、次の各号に留意して検査を行うものとする。 一 検査員は、工事目的物が検査時に確認できない(不可視な)部分がある時は、書類、記録及び写真等または別に定める共通仕様書の規定により提出された工事施工立会い(検査)願に基づき工事の施工状況の確認を行った状況を参考にして検査を行うことができるものとする。 二 検査員は、工事の出来形の数量が多い場合で、かつその種類及び規格が同一である場合は、その一部を抽出して検査を行うことができるものとする。なお、抽出しなかった部分の検査は前号に準じて行うものとする。 三 検査員は、検査にあたり契約書類等への違反の事実が認められる場合及び工事の施工部分が契約書類等に適合しないと認められる相当の理由がある場合は、契約書に基づき受注者にその理由を通知して、最小限度破壊して検査を行うことができるものとする。				
（検査等における監督員の検査結果の使用等） 第 27 条 検査員は、検査の内容が出来形等の場合で、かつ次の各号に該当する場合は、契約書に基づき監督員が立会いを行った検査の結果及び監督員が行う検査の結果に基づき検査をすることができるものとする。 一 検査の時期に、自然災害等の異常な事態の発生によって検査を行う工事現場への交通が著しく困難であるため検査員が検査を行うこ			（検査等における監督員の検査結果の使用等） 第 27 条 検査員は、業務内容確認検査を行う場合は、契約書に基づき監督員が立会いを行った検査の結果及び監督員が行う検査の結果に基づき検査をすることができるものとする。	（検査等における監督員の検査結果の使用等） 第 27 条 検査員は、検査の内容について次の各号に該当する場合は、監督員又は履行状況が確認できる者に、履行状況の確認を求め、その履行結果の報告に基づき検査をすることができるものとする。 一 契約の履行地又は納入場所が検査員の所属する組織の所在地から遠隔地となるため、検査員が検査を行うことが困難な場合

契約の履行に関する監督及び検査要領

工事	調査等	物品等
とが著しく困難な場合 二 検査を行うための特別な技術等を要するため検査員が行うことが著しく困難な検査 三 供用中路線における工事で、施工後に部分使用検査等の出来形等の確認を行った後、交通解放を行い、その結果、工事完成後のしゅん功検査または一部しゅん功検査において完了の確認が著しく困難な検査		二 入居されている社宅のライフライン等について、検査員が履行状況を確認することが困難な場合 2 検査員は、前条に基づき検査を実施した場合でも当該検査に関する責任は免れることはできない。
		(物品等の購買等の検査の方法に関する特則) 第 28 条 検査員は、次の各号に該当する場合は、それぞれの検査の方法により検査を行うことができるものとする。 一 契約の履行地又は納入場所が検査員の所属する組織の所在地から遠隔地となる場合 電子メールや電話報告等の適宜の手段により検査を行う。 二 入居されている社宅のライフライン等の修理をする場合 電話や履行結果が確認できる書面等の適宜の手段により検査を行う。 三 維持補修用機械等の修理をする場合 対象の維持補修用機械等の修理前と修理後の写真等の適宜の手段により検査を行う。 四 単価契約の場合 個別の発注時における数量が確認できる書面により個別発注の金額の多寡に係らず第 4 編簡易検査を適用して検査を行う。 五 商慣習上、しゅん功届等が発行されない又はしゅん功届等が請求書と一体となっている場合 申し込み内容と請求内容が確認できる書面との照合により検査を行う。
(検査員が行う検査の報告) 第 29 条 検査員は、しゅん功検査等または一部しゅん功検査等の結果、当該契約が契約書類等に適合して完了していると認められた場合は、速やかに次の各号に定める検査調書を作成し、検査責任者に報告しなければならない。 なお、報告の方法については、原則として電子調達契約管理システム（E P C）により行うものとし、その際は、次の各号に定める検査調書の作成を省略することができる。 一 工事におけるしゅん功検査又は一部しゅん功検査・・・・・・・・・・しゅん功検査調書（別記様式第 1 号）		

契約の履行に関する監督及び検査要領

工事		調査等	物品等
二 調査等における業務内容確認検査、完了検査又は一部完了検査・・・完了検査調書（別記様式第 8 号） 三 物品等の購買等における完了／納入検査又は一部完了／納入検査・・・完了検査調書（別記様式第 9 号） 四 物品等の購買等における実施業務部分検査・・・・・・・・・・実施業務部分検査調書（別記様式第 10 号） 五 物品等の購買等における物件納入完了検査・・・・・・・・・・物件納入完了検査調書（別記様式第 11 号） 2 検査員は、中間技術検査が完了した場合は、速やかに中間技術検査調書（別記様式第 2 号）を作成し、検査責任者に報告しなければならない。 なお、報告の方法については、原則として電子調達契約管理システム（E P C）により行うものとし、その際は、中間技術検査調書の作成を省略することができる。 3 検査責任者が自ら検査員となる場合は、前 2 項に基づく検査調書作成後の検査責任者への報告は行う必要はない。			
（検査員が行った検査結果の契約責任者への報告） 第 30 条 検査責任者は、前条第 1 項の内容について報告を受けた場合は、速やかに前条に規定する検査調書を契約責任者へ提出することにより報告しなければならない。 ただし、前条の報告を電子調達契約管理システム（E P C）により行った場合は、この限りでない。			
（修補） 第 31 条 検査員は、業務内容確認検査、しゅん功検査等、一部しゅん功検査等、実施業務部分検査又は物件納入完了検査の結果、工事の出来形、調査等の成果品の出来形、物品等の購買等の成果品の出来形又は納入状況等について契約書類等に適合していないことが判明し、修補の必要があると認めた場合は、その旨を検査責任者に報告しなければならない。 2 検査責任者は、前項の報告を受けた場合は、契約責任者にその旨を通知しなければならない。 3 契約責任者は、前項の通知を受けた場合は、受注者に期限を定めて修補を請求しなければならない。 4 契約責任者は、前項の修補が完了し、受注者からその旨の通知を受けた場合は、当該修補を完了した部分を対象とした検査を第 21 条から第 34 条に基づき行うものとする。 5 事務所の契約責任者が契約した場合は、検査責任者が第 2 項に定める報告を受けたことをもって、契約責任者にその旨の通知をしたものとみなすことができるものとする。			
（軽微な修補の取扱い） 第 32 条 検査員は、しゅん功検査または一部しゅん功検査の結果、工事の出来形等について契約書類等に適合していないことが判明し、修補の必要があると認めた場合のうち軽微な修補について、検査員が受注者に対し期限を定めて手直し指示書(別記様式第 3 号)により修補を指示することができるものとする。 2 軽微な修補とは、工事目的物の効用を損わない次の各号に示す内容で、修補を指示してから短期間(概ね 10 日以内)に修補が完了するものをいう。 なお、修補に際し第三者被害等が想定される場合や関係機関と改めて協議を必要とする事象がある場合は、軽微な修補として取り扱ってはなら	（軽微な修補の取扱い） 第 32 条 検査員は、業務内容確認検査及び完了検査または一部完了検査の結果、調査等の成果品の出来形等について契約書類等に適合していないことが判明し、修補の必要があると認めた場合のうち軽微な修補について、検査員が受注者に対し期限を定めて手直し指示書(別記様式第 3 号)により修補を指示することができるものとする。 2 軽微な修補とは、調査等成果品の効用を損わない内容で、修補を指示してから短期間(概ね 10 日以内)に修補が完了するものをいう。 なお、修補に際し再度の現地調査等が想定される場合や関係機関と改めて協議を必要とする事象及び再度の設計計算を伴う事象である場合は、	（軽微な修補の取扱い） 第 32 条 検査員は、実施業務部分検査、物件納入完了検査、完了検査等または一部完了検査等の結果、物品等の購買等の成果品の出来形及び納入状況等について契約書類等に適合していないことが判明し、修補の必要があると認めた場合のうち軽微な修補について、検査員が受注者に対し期限を定めて手直し指示書(別記様式第 3 号)により修補を指示することができるものとする。 2 軽微な修補とは、物品等の購買等の成果品の効用を損わない内容で、修補を指示してから短期間(概ね 10 日以内)に修補が完了するものをいう。ただし、軽微な修補として取り扱ってはならないと判断した場合は、前条の規定に従って取扱うものとする。	

契約の履行に関する監督及び検査要領

工事	調査等	物品等
ず、この場合は、前条の規定に従って取扱うものとする。 一 ヘアクラックの補修 二 すり付け部の化粧直し 三 小規模な破損（傷）の補修 四 水抜き孔、橋梁伸縮装置等の目詰まり 五 目地材等の切揃え 六 後片付け、清掃の不足 七 図面等に明示されていないが、一般的に手直しをすべきもの 八 その他これらに類するもの 3 検査員は、修補の指示を行った場合は、その旨を検査責任者に報告しなければならない。 4 検査員は、修補が完了し、受注者からその旨の通知を受けた場合は、当該修補を完了した部分を対象として確認を行うものとする。 5 検査員は、前項の確認の結果、修補を指示した内容が完了したことを認めた場合は、受注者に対し手直し完了通知(別記様式第 4 号)を行うものとする。 6 検査員は、修補の完了の結果を検査責任者に報告(別記様式第 5 号)しなければならない。 7 検査責任者は、前項に基づき検査員から報告を受けた内容が、修補を指示した内容が完了していないと認めるものである場合は、契約責任者にその旨を通知しなければならない。 8 検査員は、第 4 項及び第 5 項の確認を監督員に委任することができるものとする。なお、委任した場合は、第 4 項及び第 5 項にある「検査員」を「監督員」と読み替えるものとし、監督員が第 4 項に規定する確認の結果及び第 5 項で手直し完了通知を行った場合はその写しを検査員に報告したことをもって、検査員の確認に替えるものとする。 また、監督員はその確認を副監督員または主任補助監督員に実施させることができるものとする。	軽微な修補として取り扱ってはならず、この場合は、前条の規定に従って取扱うものとする。 3 検査員は、修補の指示を行った場合は、その旨を検査責任者に報告しなければならない。 4 検査員は、修補が完了し、受注者からその旨の通知を受けた場合は、当該修補を完了した部分を対象として確認を行うものとする。 5 検査員は、前項の確認の結果、修補を指示した内容が完了したことを認めた場合は、受注者に対し手直し完了通知(別記様式第 4 号)を行うものとする。 6 検査員は、修補の完了の結果を検査責任者に報告(別記様式第 5 号)しなければならない。 7 検査責任者は、前項に基づき検査員から報告を受けた内容が、修補を指示した内容が完了していないと認めるものである場合は、契約責任者にその旨を通知しなければならない。 8 検査員は、第 4 項及び第 5 項の確認を監督員に委任することができるものとする。 なお、委任した場合は、第 4 項及び第 5 項にある「検査員」を「監督員」と読み替えるものとし、監督員が第 4 項に規定する確認の結果及び第 5 項で手直し完了通知を行った場合はその写しを検査員に報告したことをもって、検査員の確認に替えるものとする。 また、監督員はその確認を副監督員または主任補助監督員に実施させることができるものとする。 この場合、副監督員または主任補助監督員は、確認の結果を監督員に報告するものとする。	3 検査員は、修補の指示を行った場合は、その旨を検査責任者に報告しなければならない。 4 検査員は、修補が完了し、受注者からその旨の通知を受けた場合は、当該修補を完了した部分を対象として確認を行うものとする。 5 検査員は、前項の確認の結果、修補を指示した内容が完了したことを認めた場合は、受注者に対し手直し完了通知(別記様式第 4 号)を行うものとする。 6 検査員は、修補の完了の結果を検査責任者に報告しなければならない。(別記様式第 5 号) 7 検査責任者は、前項に基づき検査員から報告を受けた内容が、修補を指示した内容が完了していないと認めるものである場合は、契約責任者にその旨を通知しなければならない。 8 検査員は、第 4 項及び第 5 項の確認を監督員に委任することができるものとする。 なお、委任した場合は、第 4 項及び第 5 項にある「検査員」を「監督員」と読み替えるものとし、監督員が第 4 項に規定する確認の結果及び第 5 項で手直し完了通知を行った場合はその写しを検査員に報告したことをもって、検査員の確認に替えるものとする。

契約の履行に関する監督及び検査要領

工事	調査等	物品等
この場合、副監督員または主任補助監督員は、確認の結果を監督員に報告するものとする。		
（中間技術検査における設計図書不適合） 第 33 条 検査員は、中間技術検査の結果、施工部分が設計図書に適合していない事実があったときは、監督員にその旨を伝達するものとする。 2 監督員は、その伝達を受けたときは、工事請負契約書第 17 条に基づき改造の請求を行うものとする。		
（その他の検査員が行う検査） 第 34 条 契約責任者は、契約書の規定に基づき契約不適合責任期間中において追完請求し、修補等が完了した場合は、第 21 条から第 30 条の手続きに準じて確認を行うものとする。		
（監督員が行う検査） 第 35 条 検査責任者は、次の各号に示す検査を監督員に実施させるものとする。 なお、検査員が行う検査に規定する中間技術検査を次の各号に示す検査と合せて行う場合は、この限りでない。 一 出来形部分検査 二 部分使用検査 2 監督員は、前項の検査を副監督員または主任補助監督員に実施させることができるものとする。この場合、副監督員または主任補助監督員は、前項の検査の結果を監督員に報告するものとする。 3 監督員は、第 1 項二号に規定する部分使用検査のうち第 37 条第 3 項二号ハに該当する検査であって、かつ発注者が管理する供用中の高速道路に係る検査である場合は、検査を副監督員等を実施させることができるものとする。この場合、副監督員等は、別記様式第 7 号の 3 を作成し、監督員に報告するものとする。 なお、報告の方法については、原則として電子調達契約管理システム（E P C）により行うものとし、その際は、別記様式第 7 号の 3 の作成を省略することができる。	（監督員が行う検査） 第 35 条 検査責任者は、次に示す検査を監督員に実施させるものとする。 一 部分使用検査 2 監督員は、前項の検査を副監督員または主任補助監督員に実施させることができるものとする。この場合、副監督員または主任補助監督員は、前項の検査の結果を監督員に報告するものとする。	

契約の履行に関する監督及び検査要領

工事	調査等	物品等
(出来形部分検査) 第 36 条 出来形部分検査とは、受注者から工事の完成前に、契約書類等に基づき部分払の請求があった場合に、当該請求に係る出来形部分の確認を行う検査をいう。 2 出来形部分検査は、契約書類等に基づき受注者から部分払いの請求に係る工事出来形部分検査願いの提出があった場合は、提出を受けた日の翌日から 14 日以内に受注者の立会いのうえ行うものとする。 3 出来形部分検査は、自然災害及び人為災害の発生に伴い立会いが困難な場合及び検査員が立会を要しないと判断した場合は、W e b カメラ及びW e b 会議システム等の活用を含めた柔軟な対応を可能とする。		
(部分使用検査) 第 37 条 部分使用検査とは、契約書類等に基づき引渡し前において、工事目的物の全部または一部を受注者の承諾を得て使用する場合に行う検査をいう。 2 部分使用検査は、契約書類等に基づき、発注者が工事目的物の引渡し前に工事目的物の全部または一部の使用を受注者に請求し承諾された場合に、完成した工事の出来形等について行うものとする。 3 部分使用は、次の各号の場合に行うことができるものとする。 一 別途の工事の用に供する必要がある場合 イ 路床面や橋面等を工事用道路として使用する場合 ロ 路床面や橋面等を継続して使用する場合 ハ 橋梁下部工を橋梁上部工工事で使用する場合 二 一般の用に供する必要がある道路等の場合 イ 跨高速道路橋の橋面 ロ ボックスカルバート内の路面・排水施設 ハ 高速道路を含む主要道路等の路面、付替	(部分使用検査) 第 37 条 部分使用検査とは、契約書類等に基づき引渡し前において、調査等成果品の全部または一部を受注者の承諾を得て使用する場合に行う検査をいう。 2 部分使用検査は、契約書類等に基づき、発注者が調査等成果品の引渡し前に調査等成果品の全部または一部の使用を受注者に請求し承諾された場合に、完了した調査等成果品の出来形等について行うものとする。 3 部分使用は、次の各号の場合に行うことができるものとする。 一 別途の調査等の用に供する必要がある場合 二 その他特に必要と認められる場合 4 部分使用検査は、自然災害及び人為災害の発生に伴い立会いが困難な場合又は検査員が立会を要しないと判断した場合は、W e b カメラ及びW e b 会議システム等の活用を含めた柔軟な対応を可能とする。	

契約の履行に関する監督及び検査要領

工事		調査等		物品等	
水路等 三 その他特に必要と認められる場合 4 部分使用検査は、自然災害及び人為災害の発生に伴い立会いが困難な場合又は検査員が立会を要しないと判断した場合は、W e bカメラ及びW e b会議システム等の活用を含めた柔軟な対応を可能とする。					
(監督員が行う検査の実施に関する伝達) 第 38 条 監督員は、監督員が行う検査を行う場合は、検査実施日時を別に定める共通仕様書の工事打合簿又は調査等打合簿により受注者に通知するものとする。 2 第 35 条第 1 項二号に規定する部分使用検査のうち、第 37 条第 3 項二号ハに該当する検査であつて、かつ発注者が管理する供用中の高速道路に係る検査である場合において、検査に先立って協議を行い受注者から同意を得ている場合は、前項に定める通知を要しない。					
(監督員が行う検査の内容) 第 39 条 監督員が行う検査の内容は、出来形等を対象として、契約書類等と対比して確認を行うものとする。 なお、出来形等の検査内容は次によるものとする。 一 出来形等		(監督員が行う検査の内容) 第 39 条 監督員が行う検査の内容は、出来形等を対象として、契約書類等と対比して確認を行うものとする。 なお、出来形等の検査内容は次によるものとする。 一 出来形等			
調査又は測量の場合		調査又は測量の場合			
項目	内容	項目	内容		
出来形	契約書類等及び別に定める施工管理要領等に定められた出来形基準における基準及び規格値に対する出来形の精度（位置、出来形寸法の規格値等に対するばらつき）及び出来形管理等の的確さについて行うものとする。	精度	作業計画書の内容について作業計画が適正に立案され、杭等が設計図書に基づく精度で設置がされているか成果品の精度について行うものとする。		
品質	契約書類等及び別に定める施工管理要領等に定められた品質管理基準における基準及び規格値に対する品質のばらつき、品質管理等の的確さについて行うものとする。	出来ばえ	成果品の整理の良否、編集の良否、図面等について土木設計図面作成要領に基づく作成状況、製図等の出来ばえの良否について行うものとする。		
出来ばえ	仕上げ面・通り、すり付け等の程度及び全般的な外観につい	設計の場合			
		項目	内容		
		計画の妥当性	作業計画書の内容について設計計画の立案が、既往の資料		

契約の履行に関する監督及び検査要領

工事		調査等		物品等
て行うものとする。 ただし、第 37 条第 3 項二号ハに該当する検査である場合は、品質のうち試験結果の報告等に時間を要するものは、しゅん功検査または一部しゅん功検査時に確認することができるものとする。 2 検査の方法は、第 26 条に規定する方法に準ずるものとし、出来形等の検査のうち、品質に係る検査は、別に定める共通仕様書の規定により提出された工事施工立会い（検査）願に基づき工事の施工状況の確認を行った結果を使用することが出来るものとする。			及び現地踏査の結果を十分に活用し、適正に行われているかについて行うものとする。	
		設計計算の成果	適用すべき諸基準等に基づき設計計算の設計条件及び計算手法について行うものとする。	
		出来ばえ	成果品の整理の良否、編集の良否、図面等について土木設計図面作成要領に基づく作成状況、製図等の出来ばえの良否について行うものとする。	
（監督員が行う検査の報告） 第 40 条 監督員は、監督員が行う検査を行った場合は、検査実施の都度速やかに次の各号に示す書類を作成し、検査責任者に報告しなければならない。 なお、報告の方法については、原則として電子調達契約管理システム（E P C）により行うものとし、その際は、次の各号に示す書類を作成する必要はない。 一 出来形部分検査の場合は、出来形部分検査調書（別記様式第 6 号の 1）及びこれに添付する受注者から提出される出来形部分検査内訳書（別記様式第 6 号の 2） 二 部分使用検査の場合は、部分使用検査調書（別記様式第 7 号の 1） 2 第 35 条第 1 項二号に規定する部分使用検査であって、かつ供用中の高速道路において第 37 条第 3 項二号ハに該当する検査である場合は、検査の都度、部分使用検査調書（別記様式第 7 号の 3）を作成するものとするが、第 1 項の報告は 1 ヶ月毎に取りまとめて行うことができるものとする。この場合の報告は、（別記様式第 7 号の 3）をとりまとめて行うものとする。		（監督員が行う検査の報告） 第 40 条 監督員は、監督員が行う検査を行った場合は、検査実施の都度速やかに次に示す検査調書を作成し、検査責任者に報告しなければならない。 なお、報告の方法については、原則として電子調達契約管理システム（E P C）により行うものとし、その際は、次に示す検査調書の作成を省略することができる。 一 部分使用検査調書（別記様式第 7 号の 1）		

契約の履行に関する監督及び検査要領

工事	調査等	物品等
（監督員が行った検査結果の契約責任者への通知） 第 41 条 検査責任者は、前条の報告を受けたときは、速やかに前条の出来形部分検査調書及び出来形部分検査内訳書又は部分使用検査調書を添付のうえ、契約責任者に通知しなければならない。 ただし、前条の報告を電子調達契約管理システム（E P C）により行った場合は、この限りでない。	（監督員が行った検査結果の契約責任者への通知） 第 41 条 検査責任者は、前条の報告を受けたときは、速やかに前条の部分使用検査調書を添付のうえ、契約責任者に通知しなければならない。 ただし、前条の報告を電子調達契約管理システム（E P C）により行った場合は、この限りでない。	
（工事成績評定の作成） 第 42 条 第 3 編に基づき行った検査の結果を活用し、別に定める請負工事成績評定要領に基づき評定を行うものとする。	（調査等成績評定の作成） 第 42 条 第 3 編に基づき行った検査の結果を活用し、別に定める調査等成績評定要領に基づき評定を行うものとする。	
第 4 編 簡易検査		
（簡易検査の種類） 第 43 条 簡易検査の種類については、第 13 条に定める検査員が行う検査を対象とする。ただし、第 13 条の工事に定める中間技術検査は除く。		
（簡易検査の方法） 第 44 条 簡易検査における検査の方法については、第 25 条に定める検査員が行う検査の内容を基に、第 26 条または第 28 条に定める検査の方法により実施することを原則とする。 2 物品等の購買等における簡易検査において、役務提供、設置作業、修理作業など業務を行うことで業務完了時に不可視となる恐れがある場合は、出来る限り実施前、実施後の写真又は記録を残すこと。		
（簡易検査における検査事務の省略） 第 45 条 契約責任者は、実施細則第 53 条に基づき契約責任者自ら検査を実施する場合は、次の各号に定める検査事務を省略することができるものとする。 一 第 21 条に定める検査依頼 二 第 14 条に定める検査員の任命 三 第 29 条、第 30 条に定める検査結果の報告 2 契約責任者は、前項に定める検査事務を省略する場合は、電子調達契約管理システム（E P C）において必要な手続を行うこと。なお、電子調達契約管理システム（E P C）による手続を行わない場合は、しゅん功届等に次の各号に定める事項を明記すること。 一 検査年月日 二 検査の合否 三 契約責任者又は次条第 1 項に基づき委任を受けた者の認印		
（契約責任者による検査の委任） 第 46 条 契約責任者は、実施細則第 53 条に基づき契約責任者自ら検査を実施する場合において、契約責任者が第一号に該当する場合は、第 3 条に定める簡易検査の対象範囲において、職務権限・責任規程第 7 条に基づき、第二号に定める者に口頭により検査事務及び認定に関する権限を委任するものと		

契約の履行に関する監督及び検査要領

工事	調査等	物品等
する。なお、契約責任者が第一号に該当しない場合は、第二号に定める者に口頭により検査事務及び認定に関する権限を委任することができるものとする。 一 契約責任者が次のいずれかに該当する場合は、次号に定める者に権限を委任するものとする。 イ 本社の契約責任者が契約したものにあっては、契約責任者が、当該契約の事務を担当する課、室又はチームに所属する社員であり、かつ当該契約の施行を担当する課、室又はチームに所属する社員である場合 ロ 支社の契約責任者が契約したものにあっては、契約責任者が、当該契約の事務を担当する課又はチームに所属する社員であり、かつ当該契約の施行を担当する課又はチームに所属する社員である場合 ハ 事務所の契約責任者が契約したものにあっては、契約責任者が、当該契約の事務を担当する課、工事区又は工事班に所属する社員であり、かつ当該契約の施行を担当する課、工事区又は工事班に所属する社員である場合 二 契約責任者が権限を委任する者は、次に定める者とする。 イ 本社の契約責任者が契約したものにあっては、当該契約の施行を担当する課、室又はチームの社員を除く、契約責任者が所属する組織の社員 ロ 支社の契約責任者が契約したものにあっては、当該契約の施行を担当する課又はチームの社員を除く、契約責任者が所属する組織の社員 ハ 事務所の契約責任者が契約したものにあっては、当該契約の施行を担当する課、工事区又は工事班の社員を除く、契約責任者が所属する組織の社員 2 契約責任者は、前項に基づき権限を委任した場合でも、その結果に対する責任を免れることはできない。 3 契約責任者は、第 1 項に定める権限の委任期間は、契約責任者が当該組織に在籍している期間内とする。 4 契約責任者は、複数の社員で検査を行うことが必要と認めた場合は、適宜、権限を委任した社員に指示することができるものとする。 (簡易検査における認定書の省略) 第 47 条 契約責任者は、簡易検査を行う案件における事務処理要領第 359 条 4 項に定める認定書の通知について、第 45 条 2 項に定める手続きを行うことで省略することができるものとする。ただし、事務処理要領第 348 条に定める契約書の作成を省略した場合又は物品等の購買等の単価契約に基づく個別の発注であって検査に合格した場合に限る。		

附則

1. この要領は、平成 29 年 4 月 1 日以降に契約の履行に関する監督及び検査を行う工事及び調査等並びに物品等の購買等から適用する。

(令和 2 年 3 月 31 日東高総調第 450 号東高技管第 70 号)

1. 本要領による改正は、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

(令和 4 年 3 月 30 日東高総調第 598 号東高技管第 74 号)

1. 本要領による改正は、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

(令和 5 年 3 月 31 日東高総調第 E114 号東高技管第 E36 号)

1. 本要領による改正は、令和 5 年 5 月 1 日から適用する。

(令和 6 年 6 月 24 日東高総調第 29 号東高技管第 20 号)

1. 本要領による改正は、令和 6 年 7 月 1 日から適用する。

契約の履行に関する監督及び検査要領

工事	調査等	物品等
----	-----	-----

2. 事務所にグループリーダーが設置されている場合は、本要領において「副所長」とあるのを「副所長及びグループリーダー」に読み替えることとする。
3. 事務所にグループが設置されている場合は、本要領において「課、工事区又は工事班」とあるのを「課、工事区、工事班又はグループ」に読み替えることとする。
4. 「契約の履行に関する監督及び検査要領（東北支社版）」（令和4年6月23日東高総調第164号の5東高技管第28号の9）、「契約の履行に関する監督及び検査要領（北海道支社版）」（令和5年8月29日東高総調第116号の3東高技管第57号の3）、「契約の履行に関する監督及び検査要領（関東支社版）」（令和5年11月28日東高総調第161号の3東高技管第88号の3）および「契約の履行に関する監督及び検査要領（新潟支社版）」（令和5年11月28日東高総調第162号の3東高技管第89号の3）は、上記1. の適用日をもって廃止する。
5. 「電子調達契約管理システム（EPC）の稼働に伴う契約の履行に関する監督及び検査要領等の読み替えについて（通達）」（令和5年6月19日東高総調第83号総務・経理本部長通達）は、上記1. の適用日をもって廃止する。

（令和7年3月26日東高総調第118号東高技管第82号）
1. 本要領による改正は、令和7年4月1日から適用する。